



府食第 00026 号
平成19年 1月17日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

動物用医薬品専門調査会
座長 三森 国敏

動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について

平成 17 年 4 月 11 日付け 17 消安第 66 号をもって農林水産大臣から、平成 17 年 9 月 13 日付け厚生労働省発食安第 0913008 号及び平成 18 年 7 月 18 日付け厚生労働省発食安第 0718022 号をもって厚生労働大臣から、食品安全委員会委員長に意見を求められたセフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）の再審査に係る食品健康影響評価について、当専門調査会において審議を行った結果は別紙のとおりですので報告します。

動物用医薬品評価書

セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)の再審査に係る食品健康影響評価について

2007年1月

食品安全委員会 動物用医薬品専門調査会

〈審議の経緯〉

平成17年 4月11日	農林水産大臣から食品健康影響評価について要請、関係書類の接受
平成17年 4月14日	第86回食品安全委員会（要請事項説明）
平成17年 4月26日	第24回動物用医薬品専門調査会
平成17年 9月13日	厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請、関係書類の接受
平成17年 9月15日	第111回食品安全委員会（要請事項説明）
平成18年 7月18日	厚生労働大臣から食品健康影響評価について要請、関係書類の接受
平成18年 7月20日	第153回食品安全委員会（要請事項説明）
平成18年11月17日	第63回動物用医薬品専門調査会
平成18年11月30日	第169回食品安全委員会（報告）
平成18年11月30日	
—12月29日	国民からの意見情報の募集
平成19年 1月17日	動物用医薬品専門調査会座長から食品安全委員会委員会へ報告

〈食品安全委員会委員〉

H18.6.30まで	H18.7.1からH18.12.20まで	H18.12.21から
委員長 寺田 雅昭	委員長 寺田 雅昭	委員長 見上 彪
委員長代理 寺尾 允男	委員長代理 見上 彪	見上 小泉 直子
小泉 直子	小泉 直子	長尾 野村 一正
坂本 元子	長尾 拓	野村 畑江 敬子
中村 靖彦	野村 一正	畑江 本間 清一
本間 清一	畑江 敬子	
見上 彪	本間 清一	

〈食品安全委員会動物用医薬品専門調査会専門委員〉

H17.9.30まで	H17.10.1から
座長 三森 国敏	座長 三森 国敏
座長代理 井上 松久	座長代理 井上 松久
青木 宙	青木 宙
明石 博臣	明石 博臣
江馬 眞	江馬 眞
大野 泰雄	大野 泰雄
菅野 純	菅野 純
嶋田 甚五郎	嶋田 甚五郎
鈴木 勝士	鈴木 勝士
	津田 修治
	寺本 昭二
	長尾 美奈子
	中村 政幸
	林 眞
	藤田 正一
	吉田 緑

セフトオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)の再審査に係る食品健康影響評価について

1. エクセネル注について⁽¹⁾

エクセネル注については平成8年2月27日に農林水産大臣より動物用医薬品として承認を受けた後、所定の期間(6年間)が経過したため再審査申請が行われた。製剤の内容については次の通りである。

①主剤

主剤はセフトオフルである。

②効能・効果

適応症は牛の肺炎及び豚の胸膜肺炎で、適応菌種はマンヘミア・ヘモリチカ(*Mannheimia haemolytica*)、パスツレラ・ムルトシダ(*Pasteurella multocida*)、アクチノバチルス・プルロニューモニエ(*Actinobacillus pleuropneumoniae*)である。

③用法・用量

1mLあたり50mgを注射用水で溶解し、1日1回体重1kg当たりセフトオフルとして、牛には1～2mgを3～5日間、豚には1～3mgを3日間筋肉内に注射して用いられる。休薬期間は牛で20日間、豚で10日間である。

④その他

その他、pH調整剤が含有されるが、微量であり影響は無視できると考えられる。

2. 再審査における安全性に関する知見等について

(1)ヒトに対する安全性について

エクセネル注については、上記の通り国内では牛及び豚の肺炎を対象に使用されている。本剤と同等の製剤は欧州、米国、オーストラリア、アジア、南米諸国において広く使用されている。主剤であるセフトオフルについては、平成12年に厚生労働省において50µg/kg体重/日(0.05mg/kg体重/日)⁽²⁾のADIが設定されている。なお、諸外国では、JECFAで50µg/kg体重/日(0.05mg/kg体重/日)⁽³⁾、EMAで20µg/kg体重/日(0.02mg/kg体重/日)^{(4),(5)}、FDAで0.03mg/kg体重/日⁽⁶⁾、のADIが設定されている。

日本とJECFAの評価におけるADI設定根拠はセフトオフルの代謝物である desfuoylcefthiofur cystein disulfide のMIC₅₀ 2µg/mLに基づく微生物学影響である。EMAは同じ2µg/mLのMIC₅₀に基づく微生物学影響を根拠としているが、計算式が異なっていたため異なる結果となっている。FDAは微生物学的影響を考慮せず、イヌの90日間亜急性毒性のNOAEL30mg/kg体重/日に安全係数1000を用いて設定している。

なお、日本及びJECFAの評価は、EMA、FDAで評価に用いられた基本的情報はすでに考慮したうえで、毒性学的ADIについては毒性試験のNOAEL30mg/kg体重/日に安全係数500を用いれば十分であるとし、この値(60µg/kg体重/日)より微生物学的ADIがより安全側であるとしたものである。

(2)安全性に関する研究報告について⁽⁷⁾

調査期間中のMedlineを含むデータベース検索の結果、現在のADIに影響する報告は認められなかった。

(3)承認後の副作用報告について⁽⁷⁾

対象動物に対する安全性については、調査期間中に牛79,243頭、豚483,432頭の調査が実施され、承認時には把握されていなかった対象動物に対する新たな副作用は認められなかったとされている。

3. 再審査に係る食品健康影響評価について

本製剤の主剤であるセフトオフルについては、既に日本において0.05mg/kg体重/日のADIが設定されている。承認時から再審査調査期間中にこれまで把握されていなかった新たな副作用報告、安全性を懸念させる研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当製剤に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、これを見直す必要性はないと考えられる。

なお、本剤の再審査に係る評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについてはなお検討中である。また、暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。

<出 典>

- (1) エクセネル注 再審査申請書(未公表)
- (2) 畜水産食品中に残留する動物用医薬品の基準設定に関する食品衛生調査会乳肉水産食品・毒性合同部会報告(セフトオフル);平成12年5月31日付 食調第46号
- (3) WHO Food Additives Series 36 CEFTIOFUR
- (4) CEFTIOFUR SUMMARY REPORT ;EMEA
- (5) CEFTIOFUR SUMMARY REPORT(2) ;EMEA
- (6) NADA 138-455 ;FDA
- (7) エクセネル注再審査申請書添付資料:効能又は効果及び安全性についての調査資料(未公表)

セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)の再審査に係る食品健康影響評価について(案)についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成18年11月30日～平成18年12月29日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)の再審査に係る食品健康影響評価について(案)について、上記の通り御意見・情報の募集をおこなったところ、期間中に御意見・情報はありませんでした。

正誤表

	旧	新
1	p2 L21 その他、薬理作用があると考えられる成分は含まれていない。	→ その他、pH 調整剤が含有されるが、微量であり影響は無視できると考えられる。
2	p2 L34 日本及び JECFA の評価は、毒性試験の NOAEL30mg/kg 体重/日については安全係数 500 を用いれば十分であるとし、この値(60µg/kg 体重/日)より微生物学的 ADI がより安全側であるとしたものであり、EMA、FDA で評価に用いられた基本的情報はすでに考慮されている。	→ なお、日本及び JECFA の評価は、EMA、FDA で評価に用いられた基本的情報はすでに考慮したうえで、 <u>毒性学的 ADI については毒性試験の NOAEL30mg/kg 体重/日に安全係数 500 を用いれば十分であるとし、この値(60µg/kg 体重/日)より微生物学的 ADI がより安全側であるとしたものである。</u>
3	p3 L8 右記を追記	<u>また、暴露量については、当評価結果を踏まえ暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。</u>